

〔 _____ 〕 消防計画

第1章 総則

第1節 計画の目的等

(目的)

第1条 本計画は、消防法第8条及び第36条に基づき、 _____ (以下「当 _____」という。)における防火・防災管理上の必要な事項を定め、火災、大規模地震、その他の災害による人命の安全確保、被害の軽減並びに二次災害の発生防止を図るため、予防的対策及び災害が発生した場合の応急的対策の徹底を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本計画の適用範囲は、当 _____ の建物及び敷地内における次の者に適用する。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理について権原の及ぶ範囲は、当 _____ 部分及び敷地内に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

(防火・防災管理業務の委託) 【該当・非該当】

第4条 防火・防災管理業務の一部の委託を受けて行う者(以下「受託者」という。)は、本計画に定めるところにより、管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)、防火・防災管理者、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を行う。

- 2 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、「防火・防災管理業務委託状況表」(別表1)のとおりとする。
- 3 受託者は、防火管理業務と防災管理業務を一体的に実施する。
- 4 受託者は、受託した防火・防災管理業務について定期的に防火・防災管理者に報告する。

(災害想定)

第5条 本計画は、大規模地震(震度6強程度)発生時における当 _____ の被害を「災害想定」(別表2)により想定し、これに対応した対策を定める。

(消防計画の運用・管理組織)

第6条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。

- 2 防火・防災管理委員会の構成は、「防火・防災管理委員会構成表」(別表3)のとおりとする。
- 3 防火・防災管理委員会委員長は、会議を定期(____ 月と ____ 月)に開催することとし、次の場合は、臨時に開催する。
 - (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき
 - (2) 管理権原者、防火・防災管理者等からの報告、提案により必要と認めたとき

- (3) その他防火・防災管理上必要と認められるとき
- 4 防火・防災管理委員会は、防火・防災管理業務の効果的な推進を図り、類似用途での被害発生、消防訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。
- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること
 - (2) 自衛消防組織の装備、運用体制等に関すること
 - (3) 自衛消防訓練の実施手法等に関すること
 - (4) 従業員の教育・訓練に関すること
 - (5) テナントの入れ替え等による管理権原の及ぶ範囲の変更に関すること
 - (6) 改修等の工事中における防火・防災管理に関すること
 - (7) その他防火・防災管理上必要な事項
- 5 防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直す。

(管理権原者の責務)

- 第7条 管理権原者は、当_____の防火・防災管理業務の最終責任者として、従業員等を指揮監督し、防火・防災安全対策の徹底に努める。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に執行できる者を防火・防災管理者として選任する。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者に対し、防火・防災管理上必要な業務について、指示を与え、適正に行わせる。
- 4 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負う。
- 5 管理権原者は、建物構造、防火・避難施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等について不備が発見された場合は、速やかに不備の是正を行う。

(防火・防災管理者の業務等)

- 第8条 防火・防災管理者は、本計画の作成及び実行について「防火・防災対象物実態把握表」（別表4）により把握し、必要に応じて管理権原者の指示を求め、防火・防災管理に係るすべての権限をもって次の業務を行う。
- (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防組織に係る事項
 - (3) 消火・通報及び避難訓練等の実施
 - (4) 建物等の自主検査及び点検の実施並びに監督
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検及び整備並びにその立会い
 - (6) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (7) 収容人員の適正管理
 - (8) 従業員等に対する防火・防災教育の実施
 - (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (10) 収容物等の転倒、落下及び移動の防止措置
 - (11) 改装工事など工事中の立会い及びその監督並びに防災計画等の樹立
 - (12) 放火防止対策の徹底及び推進
 - (13) 臨時開催の催し物等の管理及び監督
 - (14) 関係機関との連絡
 - (15) その他防火・防災上必要な事項

第2章 予防的事項

第1節 共通的事項

(予防活動組織)

第9条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に各階などを単位として防火・防災担当責任者を、また、各部屋・火気使用箇所などを単位として火元責任者を「予防活動組織編成表」（別表5）のとおり定める。

2 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- (2) 防火・防災管理者の補佐に関すること

3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。

- (1) 火気管理に関すること
- (2) 自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備・器具等、電気設備・器具等、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること
- (3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備・器具等の安全確認に関すること
- (4) 防火・防災担当責任者の補佐に関すること

(自主点検・検査)

第10条 当_____の消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備・器具等の設備、施設を適正に維持管理するため、点検・検査員により自主点検・検査に係る組織を編成して点検・検査を行う。

2 防火・防災管理者は、点検・検査が計画のとおり行われているか否かを確認するとともに、点検・検査の結果、異常があった場合は、管理権原者に報告する。

(建物等の自主検査)

第11条 建物の自主点検・検査は、「自主検査表（日常）」（別表6）により日常点検を実施し、「自主検査チェック表（定期）」（別表7）により定期点検を（6ヶ月ごと）実施する。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検)

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、「消防用設備等自主点検チェック表」（別表8）により行う。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検)

第13条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して年2回（____月と____月）実施させ、点検結果を消防長に報告（____月）する。

2 防火・防災管理者又は防火・防災担当責任者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(防火対象物及び防災管理の法定点検)

第14条 消防法第8条の2の2に規定する防火対象物点検報告及び消防法第36第1項において準用する同法第8条の2の2に規定する防災管理点検報告は、次により行う。

- (1) 管理権原者は、資格者又は点検業者等に委託して点検を実施させ、点検結果を消防長に報告（ ____月）する。
- (2) 防火・防災管理者又は防火・防災担当責任者は、点検実施時に立ち会う。

（建物の定期点検）

第15条 建物の定期点検は、資格者又は点検業者が行い建物の維持管理に努める。

- 2 防火・防災管理者又は防火・防災担当責任者は、定期点検実施時に立ち会う。

（点検・検査結果の報告、不備欠陥事項の改修等）

第16条 防火・防災管理者は、自主点検・検査及び法定点検の実施状況について管理権原者に報告する。また、不備欠陥がある場合は不備欠陥部分の改修計画及び改修結果を管理権原者に報告する。

- 2 管理権原者は自主点検・検査及び法定点検の結果、改修等を要する場合は、速やかに是正の措置を講じる。

（防火・防災管理維持台帳記録）

第17条 防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、「届出等チェックリスト」（別表9）で把握する。

- 2 報告又は届け出た書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、防火・防災管理維持台帳に編冊し、保管する。
- 3 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は（別表10）のとおりとする。

（休日・夜間等の対応）

第18条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

- 2 休日・夜間等の防火・防災管理業務は、「休日・夜間等の防火・防災管理体制」（別表11）のとおり行う。

（工事中の安全対策）

第19条 防火・防災管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策の徹底を図る。また、次に掲げる工事を行う時は、工事中の消防計画を定め消防長に提出する。

- (1) 建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき
- (2) 改築、模様替え等の工事中の防火対象物で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼすとき
- 2 防火・防災管理者は、工事部分の防火・防災担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等それぞれの場に応じた安全対策を行わせる。
- 3 防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策、工事中の消防計画等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い、法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認する。

（工事中の遵守事項）

第20条 防火・防災管理者は、工事従事者に対して、次の事項を遵守させる。

- (1) 溶接・溶断作業など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備する。
- (2) 指定された場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。
- (3) 危険物品などを持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者の承認を受ける。

- (4) 放火防止のために器材等の整理整頓を行う。
- (5) 災害発生時の通報連絡体制を樹立する。
- (6) 防火・防災担当責任者は、工事の状況について防火・防災管理者に報告する。

(収容人員の管理)

- 第21条 防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた定員を超えて入場させない。
- 2 定員を超える事態になるときは、掲示板、案内板、放送などにより入場を規制する。
 - 3 混雑が予想される場合は、避難経路の整備や避難誘導員の配置、増強等必要な措置を講じる。

第2節 火災に特有の内容

(出火防止)

- 第22条 防火・防災管理者は、火気使用設備・器具等の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努める。

(喫煙・火気等の使用制限)

- 第23条 防火・防災管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行う。
- (1) 喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行う。
 - ア 歩行中の喫煙、くわえたばこを禁止する。
 - イ 毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかける。
 - (2) 厨房及び給湯室以外の場所では、火気使用設備・器具等の使用を禁止する。

(臨時の火気使用)

- 第24条 臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得なければならない。
- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
 - (2) 各種火気使用設備・器具等を設置又は変更するとき
 - (3) 催物を開催し、その会場で火気を使用するとき

(火気等使用時の遵守事項)

- 第25条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守する。
- (1) 火気使用設備・器具等を使用する場合は、事前に設備器具の点検を行う。
 - (2) 火気使用設備・器具等を使用する場合は、周囲に可燃物等がないことを確認する。
 - (3) 火気使用設備・器具等の使用後は、必ず設備器具を点検し火元の安全を確認する。
 - (4) 禁煙場所では、喫煙しない。

(放火防止対策)

- 第26条 防火・防災管理者及び従業員等は、次の事項に留意して放火防止に努める。
- (1) 敷地内及び廊下、階段室、洗面所等の可燃物等の整理、整頓又は除去を行う。
 - (2) 物置、空き室、倉庫等の施錠管理及び関係者以外の者に侵入されない環境作りを行う。

- (3) アルバイト、パート、派遣などの従業員の入退出管理を徹底し、侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視体制を確立する。
- (5) 休日、夜間等就業時間外における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
- (6) 火元責任者又は最終退出者は、火気使用停止及び施錠の確認を確実に行う。
- (7) 全従業員に対する放火防止の意識啓発を図る。

(危険物品等の管理)

第27条 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行う。

- (1) 危険物施設の管理は、危険物取扱者又は、危険物に関し必要な知識を有する者に行わせること
 - (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと
 - (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要なものを置かないこと
 - (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ又は飛散しない措置を講じること
 - (5) 定期的に「自主検査チェック表（危険物施設）」（別表12）により点検し、その結果を記録保存すること
- 2 防火・防災管理者は、当該建物への持ち込みが禁止されている危険物品等の使用が申請により認められた場合は、安全対策の徹底に努める。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第28条 防火・防災管理者及び従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かない。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるもので、開放した場合に廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
 - ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理する。
 - (2) 火災の延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かない。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かない。
- 2 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努める。

(避難経路図の掲示)

第29条 防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため避難経路図を作成し従業員等に周知徹底するとともに、廊下等の見やすい場所に掲示する。

第3節 地震に特有の内容

(建物の耐震診断等)

第30条 防火・防災管理者は、大規模地震発生を想定した耐震診断等の結果に基づき地震発生時の建物・設備等の安全性を確認するとともに、不備等が発見された場合は、管理権原者に報告する。

- 2 管理権原者は、建物・設備等の不備の報告を受けた場合又は認知した場合は、速やかに改修等の必要な措置を講じる。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第31条 防火・防災管理者は、事務室内、避難通路、出入り口等の収容物等の転倒・移動・落下防止に努める。

- 2 火元責任者及び各点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物等の転倒、落下防止措置等が行われていることを確認し、行われていない場合は、防火・防災管理者へ報告し、必要な措置を講じる。

(地域防災計画等との調整)

第32条 防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市区が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、本消防計画との整合性に努める。

- 2 管理権原者は、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行うなど、地域との共助体制の確保に努める。

(非常用物品の確保)

第33条 管理権原者は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等を「非常用物品等の一覧」(別表13)のとおり確保するように努める。

- 2 防火・防災管理者は、非常用物品の点検整備を、地震想定訓練実施時等に合わせて行う。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第34条 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶した場合の措置として、次の対応を行う。

- (1) 停電への対応

非常電源、携帯用照明器具等の確保及び発動発電機、蓄電機、バッテリー等の確保を図るとともに非常電源等の能力等の確認を行う。

- (2) ガスの供給停止への対応

カセットコンロ、ボンベ等の確保を行う。

- (3) 断水への対応

建物全体で保有する水量を把握するとともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を行う。

- (4) 通信不全への対応

無線機、トランシーバー、拡声器等非常時の通信連絡手段を確保するとともに平素から訓練を行う。

※(緊急地震速報の活用)

第35条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な資機材を設置し、防災センターの機能向上に努める。

(ガス漏れ時の活動)

第36条 地震等の災害によるガス漏れ事故防止の対策は(別記1)による。

第3章 応急対策的事項

第1節 共通的事項

(自衛消防組織の編成)

第37条 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。

2 自衛消防組織は、統括管理者が統括指揮する。

(1) 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任務にあたる。

(2) 統括管理者には、その任務の代行者(以下「統括管理者の代行者」という。)を定める。

3 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成する。自衛消防組織の編成及び主たる任務は、「自衛消防組織の編成と任務」(別表14)のとおりとする。

4 本部隊の編成は、次による。

(1) 本部隊には、指揮班、情報収集・設備監視班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班を置き、各班に班長を置く。

(2) 本部隊は、防災センターを活動拠点とし防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

5 地区隊の編成は、次による。

(1) 地区隊は、地区隊長が指揮する。

(2) 地区隊には、情報収集班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班を置き、各班に班長を置く。「地区隊の編成と任務」は(別表15)のとおりとする。

(自衛消防組織の活動範囲)

第38条 自衛消防組織の活動範囲は、当_____全体とする。

2 隣接する建物等からの災害を防止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

3 隣接する建物等に対する応援出場は、隣接する建物との応援協定に基づき行う。

4 前項の協定は、管理権原者が行う。

(統括管理者及び代行者の権限)

第39条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(指揮者の任務)

第40条 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。

- 3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

(本部隊の任務)

第41条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、人命の安全確保を最優先に強力なリーダーシップを発揮し、初動対応及び組織全体の統制を行う。

- 2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行う。

- (1) 本部隊の指揮班、情報収集・設備監視班は、本部員として活動拠点（防災センター）における次の任務にあたる。
 - ア 自衛消防活動の指揮統制、被害状況の把握、各種情報の整理及び記録
 - イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
 - ウ 在館者に対する案内放送、避難指示及びパニック防止措置
 - エ 関係機関及び関係者への連絡
 - オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の操作運用
 - カ 避難の必要性の判断及び避難経路の確認
 - キ 地区隊への指示
 - ク その他必要な事項
- (2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、救出救護班の班員は、各地区隊の応援を行う場合は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたる。
- (3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたる。
- (4) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたる。

(地区隊の任務)

第42条 地区隊は、自らの管理する区域で発生する災害においては、地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。

- 2 災害が発生した区域以外の地区隊の活動は、統括管理者の指示により活動する。

(地区隊の活動)

第43条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行う。

- (1) 情報収集班は、次の活動を行う。
 - ア 災害発生場所、被害状況の把握等、情報収集活動
 - イ 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告
 - ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡
- (2) 初期消火班は、消火器、屋内消火栓設備等を活用し消火活動にあたる。
- (3) 避難誘導班は、次の活動を行う。
 - ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
 - イ 在館者のパニック防止措置
 - ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- (4) 救出救護班は、次の活動を行う。
 - ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
 - イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置

- ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
- オ 活動上支障となる物件の除去
- カ 救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置

(自衛消防組織の運用)

第44条 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制等の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図る。

- 2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、臨機に効果的な自衛消防活動を行う。
- 3 営業時間外における自衛消防組織は、「休日・夜間等の防火・防災管理体制」(別表11)に示すとおり防災センターを中核とし、在館中の従業員等は本部隊指揮者の指示の下に協力する。
- 4 営業時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動する。
- 5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定める。

(自衛消防組織の装備)

第45条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛消防組織の装備品は、「自衛消防組織装備品リスト」(別表16)のとおりとする。
- (2) 自衛消防組織の装備品は、統括管理者が防災センター、各地区隊倉庫等に保管し、定期的に必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(指揮命令体系)

第46条 管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示する。

- 2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時機を決定する。
- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行う。
- ※4 自衛消防組織の業務の一部委託により、派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊の下で行動する。

第2節 火災に特有の内容

(火災発見時の措置)

第47条 火災の発見者は、大声で周辺の者に火災を知らせ、119番への通報を迅速に行うとともに、防災センターに発生場所、燃烧状況や逃げ遅れの有無等について速報しなければならない。

- 2 火災の発見は、自動火災報知設備等の設備による感知の場合と人が直接発見する場

合とがあるので、それぞれに応じて適切な行動を行う。

(1) 設備による感知の場合

ア 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、119番へ通報する。

イ 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、火災と断定して直ちに119番へ通報し、状況確認後追加情報を通報する。

(2) 人が直接発見した場合

周辺の者に大声で火災であることを知らせるとともに、近くの警報設備の起動装置（自動火災報知設備の発信機等）を押す。なお、現場に複数の人がいる場合は、協力して通報・連絡や初期消火等の初動措置を行う。

(情報収集・通報連絡)

第48条 本部隊の情報収集・設備監視班は、次の活動を行う。

(1) 本部員として自衛消防本部（防災センター）において任務にあたり、必要な場合は班員の一部を活動拠点に向わせる。

(2) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときの迅速な119番通報

(3) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難放送

(4) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡

(5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡

(6) 情報収集内容の記録・整理

2 地区隊の情報収集班は、次の活動を行う。

(1) 出火場所、燃焼状況及び延焼危険の確認

(2) 逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況の確認

(3) 消火活動状況、活動人員の確認

(4) 延焼防止、避難経路の確保のため、区画状況の確認及び防火戸等の閉鎖

(5) 危険物等の有無の確認

(6) 統括管理者又は地区隊長への情報連絡

(7) 情報収集内容の記録・整理

3 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも速報し、状況が確認できしだい随時追加情報を通報する。

(消火活動)

第49条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の初期消火班は、初期消火による火災鎮圧に主眼をおき活動する。

3 消火班以外の者で出火場所の周辺にいる者は、身近に設置してある消火器、水バケツ等により迅速に消火する。

(避難誘導)

第50条 本部隊及び地区隊の避難誘導班は、協力して出火箇所に近い場所（出火階、直上階等）から優先的に避難誘導にあたる。

2 エレベーターによる避難は、原則として行わない。

3 屋上への避難は、原則として行わない。

4 避難誘導員は、非常口、特別避難階段付室前及び行き止まり通路等に配置する。

- 5 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行う。
- 6 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。また、障害者、高齢者、妊婦、外国人等の自力避難に支障のある者については、担当者を指定して避難させる。
- 7 避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努める。
- 8 負傷者及び逃げ遅れ者についての情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター）に連絡する。
- 9 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告する。

（救出救護）

第51条 本部隊の救出救護班は、応急救護所を消防隊の活動に支障のない屋外等の安全な場所に設置する。

- 2 本部隊・地区隊の救出救護班は、相互に協力して次の活動を行う。
 - (1) 負傷者の応急手当、救急車の要請、到着時の誘導のほか、負傷者の氏名、住所、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録する。
 - (2) 逃げ遅れた者の情報を得た場合、救出救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
 - (3) 火災の拡散を防止するため、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。
 - (4) 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖する。なお、自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖する。
 - (5) 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので停止する。
 - (6) 危険物品等の消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去する。
 - (7) エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として使用不可とする。

（消防機関への情報提供）

第52条 本部隊は、自衛消防活動が円滑に消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行う。

- (1) 消防隊進入箇所等の開放
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるもの（危険物品等）の有無などの情報提供
- (4) 自衛消防本部等の設置場所の提供

第3節 地震に特有の内容

（地震発生時の初期対応等）

第53条 地震発生時の初期対応は次により行う。

- (1) 地震発生時は、揺れがおさまるまで自身の安全確保を図るとともに、周囲に身

の安全確保を呼びかける。

- (2) 火気使用設備・器具等の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブの遮断等の出火防止措置を行い、火元責任者はその状況を確認して防災センターに報告する。

2 防災センターにおける初期対応は次により行う。

- (1) 初期情報は、災害活動の拠点となる防災センターで一元化し収集する。
- (2) 防災センター勤務員は建物図面等の関係資料を準備する。
- (3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員、情報収集班等から情報収集する。
- (4) エントランス受付、社員食堂等の場所からも広く情報を収集する。
- (5) 防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、在館者の不安感を取り除くため、次により放送を開始する。
 - ア 館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
 - イ 負傷者情報を防災センターに提供するよう呼びかける。
 - ウ 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

3 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。

4 統括管理者は、在館者の安全確保を図るため、館内放送により、次の内容を指示する。

- (1) エレベーターの使用禁止
- (2) エスカレーターの使用禁止
- (3) 落下物からの身体防護の指示
- (4) 屋外への飛び出しの禁止

5 統括管理者は、二次災害の発生を防止するため自主検査チェック表等を活用し、建物、火気使用設備・器具等、危険物施設等の点検、検査を実施し異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

※（緊急地震速報の活用）

第54条 防災センター勤務員は、ラジオやテレビ又は受信機等により、緊急地震速報を受信したときは、次の対応を行う。

- (1) 避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) パニック発生防止のため、落ち着いた行動を求めるなどの館内放送を行う。
- (3) 火気使用設備・器具等の周辺にいる者は、出火防止のため電源や燃料のバルブを遮断する。

（地震対策本部の設置）

第55条 地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから、管理権原者は、本部長として本部を統括するものとし、防火・防災管理者は、本部長を補佐して前項の任務にあたるとともに、総括班長として本部運営にあたる。

2 地震対策本部の設置場所は、本部長が指定する。

（被害状況の確認等）

第56条 地震発生時の被害状況の確認等は、次により行う。

- (1) 地区隊長は、従業員等からの報告により、速やかに被害状況等を把握し、統括管理者に報告する。

- (2) 従業員等は、収容物の転倒、落下等による被害その他の異常があった場合、地区隊長に報告する。
- 2 被害状況及び地区隊の活動状況の把握は、次により行う。
 - (1) 統括管理者は、建物全体の被害及び地区隊の活動状況を一元化し管理する。
 - (2) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び地区隊の活動状況について報告を受ける。
 - (3) 人命の安全確保を主眼に、情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。
 - (4) 統括管理者は、本部隊の情報収集・設備監視班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する。
- 3 被害状況等の伝達は、次により行う。
 - (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
 - (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
 - (3) 大阪市内の地震による被害状況等について、テレビやラジオ等から情報を収集し、必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

(救出救護)

第57条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の到着が遅延することが予測されるため、自衛消防組織が主体となって、次により行う。

- (1) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、地区隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救出を図る。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
 - (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している者から着手し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な者を優先する。
 - (3) 二次災害の発生を防止するため、救出活動は、自らの避難経路を確保して実施する。
 - (4) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
 - (5) 損壊建物等での救出作業では、火災発生に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
 - (6) 救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取扱いに習熟した者が担当する。
- 2 救出活動の応援の要請等は、次により行う。
 - (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
 - (2) 事業所に備えてある防災資機材のほか、必要に応じて周辺の建築業者等と事前に協定し、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。
 - 3 応急救護所の設置及び負傷者の搬送は、次により行う。
 - (1) 本部隊の救出救護班は、大きな揺れがおさまった後、応急救護所を速やかに設置する。
 - (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない安全な場所に設置する。

- (3) 救出救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
- (4) 負傷者を救出した場合、救出場所、時間等を記入した傷病者カードを負傷者に掲示する。
- (5) 救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手段、搬送経路等について選定する。

(エレベーター停止への対応)

第58条 地震発生後、統括管理者は、防災センターのエレベーター監視盤等により、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) インターホンを活用し、各エレベーターかご内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。
 - (2) 閉じ込めが発生している場合は、
 - ア 「エレベーター管理表」(別表17)のメンテナンス会社に連絡する。
 - イ 閉じ込めの発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込め者に呼びかけ、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震の状況等について情報提供するなどして閉じ込め者を落ち着かせる。
 - ウ エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに二次災害に十分注意して救出活動を行う。
 - エ エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。
- 2 復旧対策等は、次により行う。
- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止とする。
 - (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
 - (3) エレベーターの復旧については、エレベーター管理会社との連携を十分に図る。

(地震による出火への対応)

第59条 地震が発生した場合、火災が同時多発する可能性があり、また、スプリンクラー設備等の消火設備が作動しないことも想定されることから、出火防止を図るため、次により措置を行う。

- (1) 火気使用設備・器具等の周辺にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、器具等の停止、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等を直ちに行う。
 - (2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備・器具等及び危険物施設等について点検、検査を実施する。
- 2 火災が発生した場合は、火災発生時の対応に基づき、各地区隊長は、初期消火班に指示し、消火活動を行う。
- 3 複数の場所で火災が発生した場合は、人命危険や避難経路となる場所の消火活動を優先する。
- 4 スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器や水バケツを集結させて消火活動にあたる。

(避難経路の設定等)

第60条 地震発生後、火災や避難施設・建物の損壊等の被害から安全に避難するため、次により避難経路確保等を行う。

- (1) 統括管理者は、防災センターの総合操作盤、館内テレビモニター等の情報並びに地区隊長からの報告等を総合的に判断し、安全な避難経路を選定する。
- (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 地区隊長は、揺れがおさまった後、救出救護班員に避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (4) 地区隊長は、防火戸、防火シャッターの閉鎖が不可能となり、安全区画を変更する場合は、区画内から速やかに避難誘導を行うとともに、統括管理者への報告を行う。
- (5) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、逃げ遅れの有無を確認し、避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画することにより延焼防止措置を行う。
- (6) 建物損壊、収容物転倒、機能の損傷により、防火戸、防火シャッターが閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。

(ライフライン等の被害への対応)

第61条 地震発生により、ライフライン等の被害の発生が予測されるため、次により対応する。

- (1) 停電への対応は、次により行う。
 - ア 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに、館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
 - イ 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、発動発電機、バッテリー、懐中電灯等を確保する。
 - ウ 地震後、常用電源が再供給された場合の二次災害防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
 - エ 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料の補給を行う。
- (2) ガス供給停止への対応は、次により行う。
 - ア ガス緊急遮断装置の作動確認を行う。
 - イ ガス配管等からの漏洩点検を行う。
 - ウ ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し周囲の人を退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。
- (3) 断水への対応は、次により行う。
 - ア 消火用水は、必要水量が確保されているか確認を行う。
 - イ 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認する。
 - ウ 災害活動の長期化に備えて生活用水等の確保を行う。
- (4) 通信障害への対応は、次により行う。
 - ア 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。
 - イ 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。
- (5) 交通障害への対応は、次により行う。
 - ア 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
 - イ 周辺道路等の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。

- ウ 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の確保を行う。
- 2 災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

(避難誘導)

- 第62条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、避難開始の判断は、「避難判断基準」【別図1】に基づき、避難するか、在館するかを判断する。
- 2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

- 第63条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用するほか、状況に応じた手段で行う。

(避難上の留意事項)

- 第64条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次の事項に留意する。
- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を屋外へ避難させる。
 - (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、従業員等を落ち着かせ、天井、照明器具の落下や棚等の転倒に注意し、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
 - (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
 - (4) 統括管理者は、避難誘導を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。
 - (5) エレベーターによる避難は原則として行わない。
 - (6) 地区隊長は障害者、高齢者、妊婦、外国人等の自力避難に支障のある者については、担当員を指定して避難誘導の補助にあたる。
 - (7) 地区隊長は、避難状況を逐次、統括管理者に報告する。
 - (8) 統括管理者は、火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所（ ）へ避難誘導する。
 - (9) 避難場所に誘導する前に、避難場所までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
 - (10) 避難場所への避難に際しては、車両等を使用せず全員徒歩とし、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
 - (11) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(帰宅困難者対策)

- 第65条 防火・防災管理者及び統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある従業員及び顧客等に対する保護・支援の確保のため、次のことを行う。
- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者への情報伝達
 - (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
 - (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供
 - (4) 救護施設の設置指示と救護物資の支給

- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制の確立

(ライフライン、危険物品等に関する二次災害発生防止)

第66条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用再開及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検・検査員等に、次の措置を行わせる。

- (1) 火気使用設備・器具等、電気設備・器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止
- (2) 危険物品等からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等の安全な場所への集結
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置

(復旧作業等の実施)

第67条 防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、次の措置を行う。

- (1) 復旧作業従事者に対する出火防止等の教育の徹底
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域の指定及び従業員等への周知の徹底
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合における、相互連絡の徹底及び監視の強化
- (4) 復旧作業に伴い通常と異なる利用形態となる場合の避難経路の明確化及び従業員への周知の徹底

第4節 その他の災害についての対応

(その他の災害への対応)

第68条 従業員等及び地区隊長は、大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、統括管理者（防災センター）に報告するとともに、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて、関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合又は原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員（防災センター勤務員）に周囲の立入禁止措置を行わせる。

第4章 教育訓練

第1節 従業員等の教育

(管理権原者の取り組み)

第69条 管理権原者は、防火・防災管理者、統括管理者及び従業員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講じる。

(防火・防災管理者の教育)

第70条 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第71条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録する。

2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させる。

(統括管理者等の資格管理)

第72条 防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の法定講習等の受講状況を把握し、「法定資格管理表」(別表18)により管理し、計画的に受講させる。

(従業員等の教育)

第73条 防火・防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、「防火・防災上必要な教育の実施予定表」(別表19)のとおりとする。

(防火・防災教育の内容)

第74条 防火・防災管理者は、従業員等に対する防火防災意識の向上を図るため、「防火・防災上必要な教育の実施予定表」(別表19)に定めるところにより、防火・防災教育を定期的に実施する。

2 従業員等に対する防火・防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 火災予防について
- (3) 自衛消防組織の編成及び任務について
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の機能及び取り扱いについて
- (5) 防災センターの役割と重要性について
- (6) 地震対策について
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第75条 防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次の区分により定期的に訓練を実施する。

- (1) 総合訓練
 - ア 火災総合訓練(____月、____月に実施する。)
 - イ 地震総合訓練(____月に実施する。)
- (2) 個別訓練(随時)
 - ア 指揮命令訓練
 - イ 通報連絡訓練
 - ウ 消火訓練
 - エ 避難誘導訓練
 - オ 救出救護訓練
 - カ 消防隊の誘導・情報提供訓練
 - キ N B C R等に伴う災害に係る対応訓練

(3) その他の訓練（随時）

ア 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

イ 自衛消防隊の編成及び任務の確認に基づく個々の任務を遂行するための基本訓練

ウ 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

2 自衛消防訓練は、自衛消防組織を含むすべての従業員等を対象に実施する。

（訓練時の安全対策）

第76条 統括管理者は、訓練指導者（ ）及び安全管理を担当する者（ ）を指定し、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次により安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等を事前に点検する。

イ 事前に訓練参加者の服装や健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認する。

イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止する等の措置を講じる。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時も、手袋、保安帽を着装させるなどの安全措置を講じる。

（訓練実施結果の検討）

第77条 防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練終了後訓練結果について検討会を開催する。なお、検討会には、原則として訓練に参加した者全員が出席する。

2 防火・防災管理者は、訓練の実施結果について記録し、以後の訓練に反映させる。

3 防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練検討結果について防火・防災管理委員会に報告する。

（自衛消防訓練の通知）

第78条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防機関へ通報し、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

附 則

この計画は、 年 月 日から実行する。